

## 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案） に関する県民意見募集について

本県においては、様々な取組により部落差別は解消へと向かっているものの、今もなお個人への誹謗中傷や同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが存在しています。

また、本県では、インターネットを利用した部落差別の書き込みの調査を行っており、当該調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等への削除依頼を行っています。しかしながら、当該書き込みが削除されない場合もあります。

そこで、インターネットを利用した部落差別の解消の推進を図るため、標記条例の改正を検討しております。

つきましては、この度、標記条例の改正案をまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見の募集期間

令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時まで

### 2 改正案の閲覧方法

(1)インターネット（和歌山県ホームページ） ※常時閲覧可能

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O21400/jinken.html>

(2)改正案の備え付け場所

①和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）

②県庁人権政策課（県庁本館2階）

③各振興局地域振興部総務県民課

④（公財）和歌山県人権啓発センター

※なお閲覧時間については、以下のとおり。

①：月曜日から金曜日までの9時から17時まで

②③：月曜日から金曜日までの9時から17時45分まで

④：月曜日から土曜日までの9時30分から17時まで

### 3 意見の提出方法

件名に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正（案）に対する意見」と明記の上、下記のいずれかの方法により御提出ください。

(1)郵送（持参可） 〒640-8585（住所記載不要） 県庁人権政策課あて

(2)FAX 073-433-4540

(3)メール e0214001@pref.wakayama.lg.jp

#### 4 意見の提出に係る留意事項

(1)様式は自由ですが、以下の内容を記載してください。

①住所、②氏名、③電話番号、④御意見

(様式例を別紙のとおり作成していますので、参考にしてください。)

(2)御意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3)口頭及び電話での御意見は、受付いたしませんので、御了承ください。

(4)意見受付の締切は、令和2年11月16日(月)12時(必着)となりますので、御注意ください。

#### 5 提出いただいた意見の取扱い

(1)御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(2)類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3)単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、改正案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4)提出いただいた書類は返却いたしません。

(5)御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用いたしません。